

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和8年1月28日

分任支出負担行為担当官

大阪空港事務所長 山西 智之

1. 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度 松山空港救急医療搬送車(愛媛100は9427)外3台定期点検整備
(電子入札対象案件)
- (2) 履行場所 松山空港消防車庫又は受注者工場
- (3) 調達内容 入札公告別紙発注概要のとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- (5) 政府電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札を政府電子調達システムで行う対象案件であり、政府電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。なお、政府電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを分任支出負担行為担当官に提出することにより、紙入札による参加の承諾を得ることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札時までに「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）。
- (5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 3. に記載のある連絡先より入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムによりダウンロードした者であること。
- (10) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については入札公告：別紙を参照。）。

3. 入札手続き方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町3丁目371番地
国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 会計課
TEL：06(6843)1036 Mail：cab-rjoo-kaikeika@ki.mlit.go.jp
- (2) 入札説明書の交付方法

令和8年2月12日 17時00分まで

- ① 電子調達システムにより交付する。
- ② やむを得ない事由により、電子調達システムによる入手ができない入札参加希望者は、上記3.(1)に問い合わせること。

(3) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

- ① 政府電子調達システムによる参加を希望する者は、下記期限までに申請書及び資料を下記(5)に示すURLに提出すること。

令和8年2月12日 17時00分まで

- ② 紙入札方式による参加を希望する者は、下記期限までに申請書及び資料を上記(1)に示す場所に提出すること。

令和8年2月12日 17時00分まで

(4) 入札書の提出期限

- ① 政府電子調達システムによる場合

令和8年3月3日 17時00分まで

- ② 郵送等による場合

令和8年3月3日 17時00分まで

- ③ 持参する場合

下記(6)の開札日時及び場所に持参しなければならない。

(5) 政府電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz>

(6) 開札日時及び場所

令和8年3月4日 16時00分

大阪空港事務所 7階 入札室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

- (3) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

- (4) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2.に掲げる競争参加資格を有することを証明するた

め、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、２．(3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、２．(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、２．(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において２．(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(5) 入札の無効

２．に掲げる競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び国土交通省航空局競争契約入札者心得第６条に該当する入札は無効とする。なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札日において２．に掲げる競争参加資格が無くなった者は、競争参加資格の無い者に該当する。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第９条の２の規程に基づく随意契約には移行しない。

(7) 契約書作成の要否

要（標準請書）

(8) 落札者の決定方法

予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 詳細は入札説明書による。

〔入札公告：別紙〕

件 名：令和 8 年度 松山空港救急医療搬送車(愛媛 100 は 9427)外 3 台定期点検整備

発注概要:道路運送車両法に基づく定期点検（第 4 8 条）及び継続検査（第 6 2 条）

【整備対象車両】

救急医療搬送車（トラクタ）	1 台
救急医療搬送車（トレーラ）	1 台
給水車	1 台
救難照明車	1 台

競争参加資格の「予決令第 7 3 条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

（１）業務実績

- ① 平成 22 年 4 月 1 日以降に元請けとして完了した、対象車両又は対象車両シャシ制作者の同社製品の車検整備又は 1 2 ヶ月定期点検整備実績を有すること。
なお、「定期点検整備」とは、道路運送車両法第 4 8 条に基づき自動車点検基準第 2 条第 1 項により実施されるものをいう。

（２）整備の場所、体制、検査設備

- ① 対象車両を整備する場所、体制、設備を有すること。
- ② 普通自動車（大型）の自動車分解整備事業者であること。ただし対象とする装置の種類に限定をうけていないこと。
- ③ 対象車両のシャシ整備要領書、シャシ部品明細書を有しており、当該点検整備を適切に実施出来ること。
- ④ 対象車両シャシ制作者等から発信される整備及び材料部品等に関する技術情報を適切に整備に反映できること。
- ⑤ 対象車両シャシの点検整備及び緊急時に必要な部品調達が可能であること。

（３）緊急時連絡体制

- ① 緊急時（夜間、休日等を含む）の連絡体制が整っていること。
- ② 緊急時の技術者派遣要請に対し、24 時間以内に技術者を現地に派遣できる体制を有すること。
（業務提携者がある場合は、応援派遣体制を確認できること）